

注記(一般会計財務書類)

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ①有形固定資産・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・再調達原価
- ②無形固定資産・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの・・・取得原価
 - 取得原価が不明なもの・・・再調達原価
- ③物品・・・「精華町財産規則」に基づき、取得価額が100万円以上の場合に計上。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的以外の有価証券
 - 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格
 - 市場価格のないもの・・・出資金額
- ②出資金
 - 市場価格のないもの・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産除く）・・・定額法
- ②無形固定資産（リース資産除く）・・・定額法
- ③リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ①徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
- ②退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ③賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法的福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

- ①ファイナンス・リース取引
所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。
- ②オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3. 重要な後発事象

該当事項なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
公営企業会計	- 千円	- 千円	5,859,459 千円	5,859,459 千円
一部事務組合等	- 千円	- 千円	115,210 千円	115,210 千円
計	- 千円	- 千円	5,974,669 千円	5,974,669 千円

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
実質公債費比率	9.8%
将来負担比率	28.2%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 1,256百万円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 966百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 固定資産等形成分

資産形成のために充当した資源の蓄積分が計上されています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

③ 売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲

令和6年度決算において、事業等の活用見込みがなく処分可能と判断されるもの。

イ 内訳

事業用資産	113百万円
土地	113百万円

令和7年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

④ 基金借入金（繰替運用）の内容

財政調整基金 1,455百万円

⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 10,224百万円

⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	9,463百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,159百万円
将来負担額	21,254百万円
充当可能基金額	3,464百万円
特定財源見込額	2,910百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	12,530百万円

⑦ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 32百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

基礎的財政収支 957百万円

① 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	17,215百万円	16,800百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0百万円	0百万円
繰越金に伴う差額	△124百万円	-
歳計剰余金処分に係る基金積立に伴う差額	-	87百万円
資金収支計算書	17,091百万円	16,887百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書も「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は相違しません。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

歳入歳出決算書では歳計剰余金処分に係る基金積立額を支出として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

② 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る負債の額 37百万円